

教 育 長 室

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正内容

(1) 成年被後見人等に係る改正

地方公務員法の一部改正により、成年被後見人及び被保佐人が欠格条項から削除されることに伴い、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例において、成年被後見人等に関する欠格条項を規定している箇所（第27条第1項、第28条第2号、第30条第1項）について削除します。

(2) 臨時的任用に係る改正

同法の一部改正により、臨時的任用職員についての任用要件が、育児休業、病気休暇等常勤職員に欠員が生じた場合に限られることとなりますが、その任用期間は1年を超えないため、同条例において昇給制度は適用しないことを規定します（第32条の3 新設）。

その他、規定の整備を行います。

2 施行期日

(1) の改正については令和元年12月14日とし、(2) の改正については令和2年4月1日とします。

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第二十七条 期末手当は、三月一日、六月一日及び十二月一日（以下この条から第二十九条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日（次条及び第二十九条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>一 (略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第二十七条 期末手当は、三月一日、六月一日及び十二月一日（以下この条から第二十九条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日（次条及び第二十九条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>一 (略)</p>

二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第二十八条第四項の規定により失職した職員

三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（中略）

（勤勉手当）

第三十条 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。

二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第二十八条第四項の規定により失職した職員（同法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。）

三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（中略）

（勤勉手当）

第三十条 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、また同様

2～7 (略)

(中略)

(扶養手当及び住居手当についての適用除外)

第三十二条の二 (略)

(昇給についての適用除外)

第三十二条の三 第七条第二項から第五項までの規定は、臨時的に任用される職員には適用しない。

(後略)

付 則

1| この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一| 第二十七条第一項、第二十八条第二号から第四号まで及び第三十条第一項の改正規定並びに次項の規定 令和元年十二月十四日

二| 第三十二条の二の次に一条を加える改正規定 令和二年四月一日

2| 前項第一号に掲げる規定の施行の日前に、成年被後見人等の権利

とする。

2～7 (略)

(中略)

(扶養手当及び住居手当についての適用除外)

第三十二条の二 (略)

(後略)

の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）第四十四条の規定による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、前項第一号に掲げる改正規定による改正後の港区幼稚園教育職員の給与に関する条例第二十七条第一項、第二十八条第二号及び第三十条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。